

時間外受診における「時間外診療費」の徴収について

当院は二次救急医療機関として、入院を必要とするような緊急性（重症度）の高い患者さんを24時間体制で受け入れています。

しかし、夜間・休日の時間外外来では、緊急性の低い患者さんも受診されるため、本来の目的である重症患者さんへの迅速な対応に支障をきたしています。

このような状況を改善し、入院を必要としない緊急性の低い患者さんの時間外での受診を控えていただくために、「時間外診療費」の徴収をさせていただきます。

時間外に受診を希望するときは、あらかじめ電話で確認をお願いいたします。

地域の皆様に安全で質の高い医療を提供するために、皆様のご理解をお願いいたします。

【徴収金額】

3,000円（消費税込） ※診察料・文書料等とは別に、受診のつど徴収

【徴収対象時間】

[平日] 18時～翌8時

[土曜日] 12時～翌8時

[日曜日、祝日、年末年始] 終日

【次に該当する方は徴収対象外となります】

1. 救急車等により緊急に搬送された方
2. 他院からの救急外来受診のための情報提供書(紹介状)をお持ちの方
3. 当院で治療中の疾患において、注射・処置等のため救急外来を受診するように指示された方
4. 入院、転院搬送となった方

問い合わせ：西吾妻福祉病院（0279-83-7111）

令和2年1月1日
西吾妻福祉病院
管理者 三ツ木禎尚